

株式会社JIN
運動特化型デイサービスHIKARI PLUS

重要事項説明書

あなた（利用者）に対する日常生活支援総合事業のサービス提供開始にあたり、当時業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	株式会社JIN
所在地	小城市牛津町牛津536-6
代表者	代表取締役 岸川 公一
電話番号	0952-63-8721

2. ご利用施設の概要

施設の名称	運動特化型デイサービスHIKARI PLUS
サービスの種類	地域密着型通所介護
	日常生活支援総合事業
施設の所在地	小城市牛津町牛津536-6
電話番号	0952-63-8721
営業時間	8:30～16:00
サービス提供時間	9:00～15:15
事業所番号	4191300161
管理者	岸川 公一
事業の実施地域	小城市、佐賀市、多久市、杵島郡、武雄市

3. 提供するサービスの内容

当該施設にて、機能訓練、日常生活の支援（入浴、食事）、健康状態の確認や生活等に関する相談及び助言を行うことで、利用者の心身機能の維持を図るサービスです

（１） 送迎サービス

送迎を必要とされる利用者に対し送迎サービスを提供します。

（２） 機能訓練サービス

種類	内容
健康チェック	看護・介護スタッフによる健康チェックを毎回行います。
	検査項目：血圧・脈拍・体温
運動器機能向上サービス	機能訓練指導員の計画のもと集団運動及び個人の体力レベルに応じた個別運動を行います。
個別機能訓練サービス	

（３） 相談及び助言

利用者及びその家族の日常生活における介護予防・介護等に関する相談及び助言を行います。

※サービス提供記録の保管：この契約の終了後２年間保管します。

※サービス提供記録の閲覧：営業日の午前10時00分から午後4時00分までいつでも閲覧できます。

４．利用者負担金

介護予防・日常生活支援総合事業 緩和型通所サービス事業料金表
(令和6年5月1日)

サービス内容略称	サービス内 容略称	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週 1 回 要支援 1	通所型独自 サービス21	436単位 1回につき	4360円	436円	872円	1308円
月5回以上 要支援1	通所型独自 サービス11	1798単位 1月につき	1798円	1798円	3596円	5394円
週 1 回 要支援2	通所型独自 サービス22	447単位 1回にき	4470円	447円	894円	1341円
月9回以上 要支援2	通所型独自 サービ12	3621単位 1月にき	36210円	3621円	7242円	10863円
加算						
処遇改善加算Ⅱ			所定単位の43/1000			
自己負担金						
おむつ 1 5 0 円 リハビリパンツ 2 0 0 円 尿漏れパッド 5 0 円						
※朝 8 : 3 0 （午後の方は12時）までご連絡をいただけない場合は、 キャンセル料(1,000円)を頂きます。						

※処遇改善加算：介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善やキャリアアップ形成のための加算

(1) その他、診療費・検査費・薬品費の支払いは、医療費としての自己負担が必要となります。

(2) 事業者は、当月料金の合計額請求書を翌月 1 5 日までに利用者へ送付します。

利用者は、当月料金の合計額を翌月26日に銀行口座引落にて支払います。

(3) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(4) 事業者は、利用者から利用料の金額の支払いを受け、利用者から求められた時は、提供した運動特化型デイサービスHIKARI PLUSのサービス内容・利用単位・費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。

5 長期にわたるお休みについて

運動特化型デイサービスHIKARI PLUSに、1ヶ月以上ご利用されていない方は、再開日・利用曜日・送迎時間を調整させていただくことがございますので、予めご了承願います。

6 利用内容の変更について

利用者が介護区分の変更または身体状況に著しく変化があった際には利用曜日・利用時間の変更、調整をさせていただく場合があります。

7 その他

(1) 担当者等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮ください。

(2) 食べ物の持込はご遠慮ください。

(3) 持ち物には必ず名前をご記入ください。

ご記名のない場合、こちらにて記名させていただく場合があります。

(4) 送迎時間には多少ずれがあります。ご了承ください。

(5) 施設内での携帯電話のご使用はご遠慮ください。

(6) 施設内は土足禁止です。上履き、運動靴等をご持参ください。

苦情申し立て機関	
当施設ご利用相談室	生活相談員：岸川香緒里 管理者：岸川公一 ご利用時間 10：00～16：00 ご利用方法 電話 63－8721
市町村介護保険相談窓口	小城市高齢障がい支援課37－6108
佐賀中部広域連合	給付課 40－1131
佐賀県国民健康保険団体連合会	介護保険課26－1477

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業契約書

(当事者の表示)

_____ (以下「利用者」という) と 運動特化型デイサービス
HIKARI PLUS (以下「事業者」という) は、事業者が利用者に対して行う介護
予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）について、
次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対して、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする事を目指して、介護予防通所介護サービスを提供します。

第2条（契約期間と更新）

1 この契約の期間は、令和_____年_____月_____日から介護保険被保険者証等の有効期間満了までとします。

2 この契約は、契約満了の1ヶ月前までに利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合は、自動更新するものとします。

第3条（通所介護計画の作成・変更）

1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防サービス計画または介護予防マネジメント（以下「介護予防ケアプラン」といいます）に沿って、サービスの目標を達成するために具体的なサービス内容を記載した第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）計画書（以下「介護予防通所介護サービス計画書」、を作成します。

2 事業者は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止又は予防に資するよう、運動特化型デイサービスHIKARI plusの目標を設定し、前項に規定する「介護予防通所介護サービス計画書」に基づき計画的に行います。

3 事業者は、利用者が通所介護計画及びその内容の変更を希望する場合、その変更が「介護予防ケアプラン」の範囲内で可能な時は、速やかに「介護予防サービス計画書」の変更等の対応を行います。

4 事業者は、この「介護予防サービス計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（サービスの内容及びその提供）

1 利用者が提供を受ける運動特化型デイサービスHIKARI PLUSのサービス内容は「契約書別紙」に定め、その内容について利用者及びその家族に説明します。

2 事業者は、「介護予防計画書サービス」に沿って、「契約書別紙」に定めた内容のサービスを提供します。

3 事業者は、サービス提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又はコピーを交付します。ただし、コピーに際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第5条（緊急時の対応）

事業者は、運動特化型デイサービスHIKARI PLUSにてサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第6条（秘密保持）

1 個人情報保護法に基づく事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ない限り、利用者、利用者の家族の個人情報を用いません。

第7条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第8条（利用者負担金及びその変更）

1 利用者はサービスの対価として、「契約書別紙」に定める利用単位ごとの利用者負担金をもとに月毎に算定された料金を支払います。

2 提供する運動特化型デイサービスHIKARI PLUSでのサービスのうち、介護保険の適用を受けないサービスがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。また、介護予防通所介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヵ月前までに利用者に対し文書より通知し、変更の申し出を行います。

3 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものは、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

第9条（利用者負担金の滞納）

1 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は10日以上を定めて、利用者負担金を支払わない場合には契約を解約する旨の催告をする事が出来ます。

2 前項の催告をしたときは、事業者は、「介護予防通所介護サービス計画書」を作成した居宅介護支援事業者、地域包括支援センターと協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「介護予防ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解約する事が出来ます。

4 事業者は、前項の規定により解約に至るまで、滞納を理由としてサービスの提供を拒む事はありません。

第10条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
- (2) 利用者の要介護認定が、自立（非該当）と認定されたとき
- (3) 利用者が死亡したとき

第11条（利用者の解約権）

1 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の1ヶ月前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は利用者に対し、文書による通知を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、守秘義務に反したとき
- (3) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
- (4) 事業者が、破産申立てをしたとき

第12条（事業者の解約権）

1 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 事業者は、利用者又はその家族などが事業者やサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったとき、事業者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

3 契約の解約又は終了に際しては、事業者は居宅介護支援事業者、又はその他の保健医療 サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第13条（相談・苦情処理）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した 介護予防通所介護・通所介護サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第14条（利用者代理人）

利用者は、代理人を選任し、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関する紛争は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第16条（その他）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始にあたり本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

名所 株式会社JIN 運動特化型デイサービスHIKARI PLUS

令和 年 月 日

説明者 氏名

私は、本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意のうえ交付を受けました。以上の契約のとし証として本契約書を2通作成し、利用者、利用者代理人および事業者は各1通を保有します。

事業者

所在地 小城市牛津町牛津536-6

名所 株式会社JIN 運動特化型デイサービスHIKARI PLUS

令和 年 月 日

管理者 氏名 岸川 公一 印

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印